

2023年5月8日

法務大臣 齋藤 健 殿

犯罪被害者支援弁護士フォーラム  
共同代表 山田 廣史  
同 杉本 吉史



## 要望書

### 1 撮影罪に関する新法、性犯罪に関する刑法・刑事訴訟法の一部を改正する法律案の全てを今国会で成立させてください。

(理由)

〔撮影罪について〕スマートフォンの普及により、難なく盗撮し、そのデータをインターネット上に投稿して被害が無限に拡大しています。ところが、各自治体の条例では全国一律の処罰ができず、高速で飛行する航空機内での盗撮は被害場所の特定が困難なため、野放しの状態です。さらに、条例の罰則は極めて軽く、被害の重大性に見合っていない。

〔性的同意年齢について〕現行の性的同意年齢は、明治41年の制定当初から一度も改正されていません。制定当時は義務教育も6年で今より早婚でしたが、115年が経過した今、若年者を取り巻く環境は大きく変化しています。SNSを通じて様々な年代・職種の人と簡単に知り合える反面、性的に搾取される事件が激増しています。その全責任を、若年者に負わせ、性交の可否の判断を委ねるべきではありませんので、せめて中学生は守られるよう16歳に引き上げてください。

### 2 性的同意年齢については、5歳差要件について再検討が必要です。13歳以上16歳未満の未成年者の性的行為や意識等について多角的な調査を実施し、起訴・不起訴等の処分状況を綿密に調査したうえで3年後に見直しを検討するとの付帯決議をつけてください。

(理由)

若年者間における年齢差は、たとえ1歳差でも大きく、脅威となります。しかし、その差を正確に認識することは困難であり、不起訴にせざるを得ない事態も生じかねません。若年者を性的搾取から守るため、見直しを検討する付帯決議が必須です。

### 3 撮影罪については、処罰の対象外となっているアスリート盗撮の実態調査を行い、法律で規制することを検討するとの付帯決議をつけてください。また、撮影罪の被害者が被害者参加できるように早急に刑事訴訟法を改正してください。

(理由)

今回の改正案から漏れたアスリートの盗撮被害も深刻です。切磋琢磨して競技に打ち込むアスリートの尊厳を蔑ろにする卑劣な行為であり、スポーツ業界が衰退することにもなりかねないため、早急に規制を設ける必要があります。

また、盗撮被害の重大性を適切に量刑に反映させるため、被害者の尊厳が適切に保護されたいうで、刑事裁判に参加できるよう被害者参加制度の対象犯罪とすることが必要です。参考として、被害者の気持ちを述べた「心情に関する意見陳述」を添付します。